

令和 元 年 8 月 9 日

第 8 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和元年第8回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日（金）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 204号室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員5名 計12名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	欠員
	7 番	安武 聖
推進委員	麻生 輝雄	
推進委員	松本 和昭	
推進委員	後藤 信介	
推進委員	時松 達也	
推進委員	坂田 敏之	
4. 欠席委員
二田水宏一推進委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
(見送り)
 - 第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年第8回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により農地の申請があったので意見を求める。令和元年8月9日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号です。番号1。土地は北里になります。畑で1筆、登記簿は畑、現況は山林です。面積が823㎡、申請人は以下のとおりです。転用の目的の部分は植林になります。転用の理由は、周辺を山林に囲まれており、日照時間も短く農作物の収穫も少なく、耕作地には不適切であるため、山林に転用する。横の欄ですが、始末書を添付しております。別紙の方の1ページをご覧ください。右上にその他資料と書いて資料になります。4条の許可申請書の写しが付けてあります。4ページ、事業計画書を付けてあります。少し最初の方を読みます。申請地は、周辺を山林に囲まれており、日照時間も短く農作物の収穫も少なく、耕作地には不向きであるため、山林に転用する目的で申請地を選定いたしました。申請地〇〇の土地には杉50年生約200本が生育しており現在に至っているという事でございます。現場の方は、ゼンリン地図の6ページを見て頂くと、大体の場所が分かると思います。6ページの場所を見て頂くと斜線の赤で、申請地と書いてありますが、ここの現況は山でございます。以前、申請者は違いますが、申請地の手前の部分を同じように植林したいという案件があがった部分の筆続きになります。場所としましては、次のページの字図、7ページの方、申請地の部分が〇〇です。8ページに始末書が付いております。昭和42年3月20日頃に杉苗を植林し、現在に至っています。無断転用につきましては、深く反省しているところで、今後は農地法の遵守に努め、注意を促していきたいと思っています。何卒、寛大なるご処理方よろしくお願い申し上げますという事で、申請者の始末書になります。現場の状況ですが、10ページに該当の写真があります。位置関係は、航空写真として12ページに空から見た形の現況位置図というのを付けておまして、赤く囲ってある所が該当地で、左側の白いのは、送電線の鉄塔で作業道が中まで入っていて、少しグレーになっているところが作業場を伐採した場所になります。現場は、13ページに現地立ち会いの写真を載せてますが、作業道の一番奥の最終地点の所が谷になってまして、そこから杉山が奥まで広がっているんですけども、この写真に写っている杉山のもう一つ裏手が実際の申請地になります。どうしても、外側からだけしか状況判断が出来ませんでしたので、先程あげた10ページ、11ページが当該地区です。それから、14ページに地元の農業委員さんからの議案の確認書の写しを付けております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井千年委員から報告をお願いします。

5 番 報告致します。8月の1日に私と推進委員の後藤さんと事務局の二人の方と現地確認に行きました。場所が分からなかったから、この申請人の息子さんと僕が電話で連絡をしまして確認したところ、もうここは道もないような状態で窪地になっており、もう実際に杉が植わって50年も経って、山林化しております。とても畑に戻されるような状態ではないです。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第3 議案第2号番号1「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集の10ページになります。「農地法第5条第1項の規定により許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年8月9日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号の番号1になります。土地の所在は宮原です。田の1筆で、登記簿、田。現況、駐車場。面積が52㎡です。今回は、5条の所有権移転でございまして、譲渡し人、譲受人、以下の通りです。転用の理由の所は、申請地を拡張し、駐車場と

して利用する為ということです。これも同じく、始末書付きの案件になります。別紙の 15 ページからご覧ください。5 条の転用申請書の写しを付けております。17 ページに事業計画書を付けております。現在相続により〇〇及び〇〇を所有していますが、父親の代に宅地拡張（駐車場）のため申請地を譲っていただき、今日まで許可申請を怠っていましたが、この度農地転用申請を行うものであるということでございます。必要性は次の欄に、自家用車の方向転換ができずに困っており申請地を買い取り宅地に拡張するもので、その所要面積は 52 m²を要するものであるということでございます。資料はゼンリン地図の 20 ページをお開き下さい。ここに、真ん中より少し右側の方に該当地区が赤文字で斜線が付けられていると思いますが〇〇です。ゼンリン地図の裏に字図の位置関係が分かるのが 21 ページにあります。今回の案件も始末書付きでございまして、22 ページに始末書があります。先程も少し説明しましたが、自家用車の方向転換で拡張したということで、コンクリートを張り駐車場を拡張したということで、現場の写真ですけど 24 ページを見て下さい。申請部分が赤くエリア困ってありまして、1 枚目、2 枚目は写真を上から 2 枚目は範囲を変えた現場の写真で、引きで家の方を撮ったのが、24 ページの一番下の写真です。それから居宅の方、住んでる方と、今回、転用申請する方と人間関係といえますか、見てから確認をしないとイケないという場所なものですから。26 ページに今回の申請者と写真に写っている住居との相続関係を付けております。今回の申請者は、ご両親が亡くなっていて、弟さん、お姉さんがいるということで、隣町にいて家を管理している申請者の方が相続するということで話はしています。それから 27 ページも現地確認の写真を付けております。これは、推進委員さんと農業委員さんと現地確認をした写真になります。確認書を 28 ページに付けております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武聖委員から報告をお願いします。

7 番 　　7 月の 11 日に推進委員の麻生さんと事務局と私の 4 名で現地の確認に行きました。実際、現地はもうコンクリートが張られ、駐車場として使っているような現状ではございますが、登記が

なされていなかったということで今回、あがってきています。皆様のご審議、よろしくお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 これは農地だったんですね。それで、3年前に〇〇の方で〇〇さんの駐車場であったじゃないですか。ああいう事例もありますから、それにひっかかるようなことがないように確認はしていますか。

事務局 長 お答えします。今の事例は、〇〇でいつの間にか、駐車場に変わってたという案件で、農地法は無断転用なので、追認ということで更新をしまして許可をするか、罰則規定もありますけれども、そのケースの場合は中山間補助金に関わってくるので、これ自体が交付金を受け取った集落全体の責任ということになります。今回のこのケースはそれには、該当しません。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、日程第4 議案第2号番号2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供する予定でしたが他法令の関係により見送りとなっております。事務局より説明をお願いします。

事務局 長 今回、議案第2号番号2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供する予定でしたが、農振法の手続きが完了しておりませんでしたので、見送りとなっております。今後の流れとしましては、この案件は農業用施設であるため農振法に係る用途区分変更の申出書を産業課窓口へ提出していただき、公告縦覧、異議申立期間を経て、農業委員会総会の議題と

なります。この見送りについては、当時者、関係事務所には連絡し、今後の流れや手続きについても連絡済です。以上です。

議長 続いて、日程第5 報議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の4ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」議案第3号になります。所有権移転関係で、番号は1になります。土地の所在は、大字北里です。田と畑、それぞれ1筆ずつで、面積は合わせて2,714㎡です。これにつきましては、先の農業委員会総会で、一旦許可がおりて、今回、所有権を移転する登記を完了した公社から新たな担い手の方に所有権を移転する案件でございます。前の持ち主から公社が購入して、登記を完了したのが先月7月。その完了を受けて今度は公社名義の土地を担い手の所有権移転の方になりますよという流れでございます。詳しくは、資料の30ページをお願いします。所有権を渡す方が公社になります。10a当り単価、それから対価につきましてはここに書いてある通りでございます。所有権移転の所を見ましたら、土地の支払いを4月9日までに払うと、そしてその財源については、担い手が資金を調達して公社へ支払うというような考え方になります。以上で終わります。

ちょっと説明が不足してました。今の別紙の資料の33ページ、現場の場所をゼンリン地図でおとします。現場は33ページの〇〇の河川敷が現場でございます。現況で写真としましては、35ページ、36ページに対象となる農地の写真がございます。以前も説明はしましたけど、特例事業という優遇措置がある事業を活用して、非担い手から担い手農家に農地を売買する、土地はもちろん、農振農用地に入っている優良農地です。縛りもありますけども、優遇措置もある農用地でないこの事業はかけられません。なので、この土地は優良農地といって農振農用地に入っています。それから、今回、購入される方は、税金の優遇措置の対象になるというようなことで説明は終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6 報議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案集5ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」令和元年8月9日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号です。番号1ですが、土地は上田になります。田が3筆で、2,335㎡です。利用権設定する者、受ける者、以下のとおりでございます。利用期間が8年2ヶ月で備考の欄に書いてありますが、所有者変更に伴う合意解約があり、これは後ご報告させていただきます。前所有者の設定内容を引き継ぎ、引き続き貸し借りをするために今回、手続きをするものです。

それから、番号2です。これも農地の所在は上田になります。田が5筆で、5,412㎡です。利用権設定する者、利用権設定を受ける者以下のとおりになります。これにつきましては、別紙の37ページを見ていただきたいと思います。この後に、引き続き地元の上田の法人が貸し借りを受けるため一旦、公社に預けるという流れの案件でございます。以上で終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 番号1も上田の法人関係のですか。

事務局長 同じ法人の関係になります。

議長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第8回総会を閉会致します。

令和元年第8回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番